

NCB法人カード会員規約

*** 一般条項 ***

第1条 (法人会員およびカード使用者)

1. 株式会社エヌ・シー・ビー (以下「当社」と称します。) に対し、エヌ・シー・ビー法人カード会員規約 (以下「本規約」と称します。) を承認のうえ、当社が発行するクレジットカード (以下「カード」と称します。) の利用をお申込みいただき、当社が入会を認めた法人を法人会員とします。2. 法人会員に所属する役員職で、法人会員が代理人として指定し当社が適当と認めた方をカード使用者とします。3. 法人会員は、当社との連絡のため管理責任者を指定し、所定の方法により当社に届けるものとし、カードおよび郵便物の送付、ならびに当社よりの連絡・通知等は管理責任者に行なうことによって法人会員に行なったものとします。

第2条 (連帯責任)

法人会員とカード使用者は、カードにより生ずる一切の責任について連帯して引き受けるものとします。ただし、カード使用者の支払い責任は、自己に貸与されたカードの使用および各種サービスの利用によって生ずる債務・諸手数料に限られます。

第3条 (カードの発行)

1. 法人会員にはそのカード使用者1名につき各1枚のカードを貸与します。2. 当社よりカードが貸与された場合は、ただちに当該カードの署名欄に当該カード使用者ご自身のご署名をしていただきます。3. カードの所有権は当社に属し、法人会員およびカード使用者には善良なる管理者の注意をもって使用保管していただきます。4. カードは、カード表面にお名前が印字され、所定の署名欄に自署したカード使用者ご本人のみが利用でき、他人に貸与・譲渡もしくは担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することは一切できません。5. 前項に違反してカードが使用された場合、その利用代金等の支払いは法人会員および当該カード使用者が連帯して引き受けるものとします。6. 法人会員又はカード使用者が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又はカードもしくはカード情報が第三者に利用された場合、その利用代金等の支払は、法人会員および当該カード使用者が連帯して責任を負うものとします。但し、カード又はカード情報の管理状況等を踏まえて、法人会員又はカード使用者に故意又は過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。7. カードの有効期限は当社が指定する日までとし、カード表面に印字します。8. カードの有効期限が到来する際、当社は引き続き法人会員ならびにカード使用者として適当と認めた場合、新しいカードと会員規約を管理責任者があらかじめ指定した送付先に送付します。なお有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といえども会員規約の効力が維持されるものとします。

第4条 (カード利用可能枠)

1. カード利用可能枠はカード使用者1名につき当社が決定した額を限度とし、カード使用者の未決済ご利用代金を合算した金額がカード利用可能枠を超えない範囲で利用できます。なお、本条におけるご利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、通信販売、電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金および諸手数料を含みます。2. カード1回当たりの利用額は、当社の加盟店 (以下「NCB加盟店」と称します。) が定める金額、ユーシーカード株式会社の加盟店 (以下「UC加盟店」と称します。) ではユーシーカード株式会社が定める金額、日本国外の加盟店 (以下「海外加盟店」と称します。) ではビザインターナショナルサービスアソシエーション (以下「国際提携組織」と称します。) が定めた金額までとします。ただし、カード利用の際、加盟店を通じて当社の承認を得た場合は、この可能枠を超えて使用することができます。3. 前第1項にかかわらず当社は、法人会員全体の利用可能枠をカード使用者に対する利用可能枠とは別に定めることができます。4. 前第1.3.項の可能枠は、当社が必要と認めた場合には、増額または減額できるものとします。5. 前第1項の制限額を超えてカードを使用した場合には第5条1項にかかわらず、当社からの請求次第、そのカード利用代金の全部またはその一部をお支払いいただくことがあります。

第5条 (代金決済)

1. 当社が第2.1条に基づき譲り受けた債権ならびにカード使用者の各種サービスの利用により取得した債権および諸手数料は、原則として毎月末日に締め切り、翌月27日 (金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下「約定支払日」と称します。) に法人会員があらかじめ金融機関と約定した預金口座 (以下「お支払預金口座」と称します。) から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌々月以降の当社が指定した日にお支払いいただくことがあります。2. カード使用者の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、為替処理経費等として当社所定の料率を加算したレートを適用するものとします。3. 当社は、前第1.2.項に基づく毎月のお支払金額を、当社指定の方法で管理責任者があらかじめ届け出た送付先にご利用明細書として通知します。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち直ちにさせていただくものとし、異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容についてご了承いただいたものとみなします。4. 法人会員のお支払預金口座の預金残高不足等の理由により、前第1.項のご利用代金の支払債務 (以下「支払債務」と称します。) の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部またはその一部を口座振替ができるものとします。

第6条 (支払金等の充当順位)

お支払いいただいた金額が支払債務全額を完済するに足りないときは、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても異議のないものとします。

第7条 (費用の負担)

1. 会員は預金口座振替以外の方法でカード利用による支払金等を支払うときは、それに係る送金手数料を負担するものとします。2. 会員は支払いを遅滞したことにより当社が金融機関に再度振替依頼の依頼をしたときは、再振替手数料として振替手続き1回につき当社所定の金額を支払うものとします。3. 第1.2.4.項に基づくカードを再発行する場合は、再発行手数料としてカード1枚につき当社所定の金額を支払うものとします。

第8条 (退会およびカードの利用停止と返却)

1. 法人会員は、当社あて所定の退会手続きをすることにより、いつでも退会することができます。また、法人会員は当社あて所定の手続きをすることにより、特定のカード使用者のカード使用取消をすることができます。この場合、法人会員は当社に対して残債務の全額をお支払いいただくことがあります。2. 法人会員またはカード使用者が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員またはカード使用者として不適当と認めた場合、当社は、何らの通知、催告を要せずして、カードの利用停止または法人会員の資格取消、または特定のカード使用者の資格取り消しをすることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することができます。(イ) 虚偽の申告をした場合。(ロ) 本規約のいずれかに違反した場合。(ハ) 当社に対する支払債務または当社が保証している債務の履行を怠った場合。(ニ) 法人会員またはカード使用者の信用状態に重大な変化が生じた場合。(ホ) 換金を目的とした商品購入等、カードの利用状況が適当でないとして当社が認め

た場合。(ハ) 法人会員またはカード使用者が当社と締結した他の規約等において、カード利用停止または会員資格を取り消された場合。(ト) 住所変更の届け出を怠るなど法人会員の責に帰すべき事由によって法人会員の所在が不明となり、当社が法人会員への通知・連絡について不能と判断した場合。3. 前1. 2. 項の場合、当該法人会員およびカード使用者は以下の事項に同意するものとします。(イ) 当該カードの利用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引き続き会員規約の効力が維持されるものとします。(ロ) 法人会員およびカード使用者は会員番号等を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行うものとし、当該加盟店より通信料などの継続的売上が発生した場合はこれをお支払いいただきます。4. 前1. 2. 項の場合、法人会員はそのカード使用者全員のカードをただちに当社の指示する方法に従い当社に返却するものとします。ただし、特定のカード使用者のカード使用取消のとき、またはカード使用停止の場合で当社が認めるときは、当該カード使用者のカードを返却するものとします。5. 退会、カード使用取消、資格取消またはカード使用停止をされた後にカードが使用された場合には、その代金の全額をただちにお支払いいただきます。

第9条 (会員資格の再審査)

当社は法人会員およびカード使用者の適格性について入会后、定期・不定期の再審査をおこないます。この場合、法人会員およびカード使用者は必要に応じ当社の求める資料の提出等、当社の指示に応じるものとします。

第10条 (期限の利益喪失)

1. 法人会員またはカード使用者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。(イ) 支払期日にご利用代金の支払いを1回でも滞りしたとき。(ロ) 商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。(ハ) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。(ニ) 差押・仮差押・保全差押・仮処分申し立てまたは滞納処分を受けたとき。(ホ) 破産・民事再生・会社整理・特別清算・会社更生等の倒産手続きの申し立てを受けたとき、または自らこれらの申し立てをしたとき。2. 法人会員またはカード使用者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。(イ) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。(ロ) 法人会員またはカード使用者の信用状態が著しく悪化したとき。(ハ) 法人会員が資格を喪失したとき、またはカード使用者がカードの使用取り消しとなったとき。

第11条 (遅延損害金)

法人会員は、本規約に定められた支払期日にお支払い資金が不足し、ご利用代金の全額をお支払いいただけない場合は、お支払いになるべき金額に対してその支払期日の翌日から支払日に至るまで、また本規約に基づく債務について期限の利益を喪失したときは、支払債務の元金残全額に対し期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまで年利率14.6%の割合で遅延損害金を申し受けます。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とします。

第12条 (カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補)

1. 万一法人会員またはカード使用者がカード盗難、詐取もしくは横領(以下「盗難」と総称します。)され、または紛失した場合は、速やかに当社に電話等により届け出のうえ、所定の届出書を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。2. カードの盗難・紛失により第三者に不正使用された場合、その代金等の支払いは法人会員および当該カード使用者の責任となります。3. ただし、前項により法人会員および当該カード使用者が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額でてん補します。(イ) 法人会員またはカード使用者の共同、またはいずれかによる故意または重大な過失に起因する場合。(ロ) 法人会員の役員またはカード使用者自らの行為もしくは加担した盗難の場合。(ハ) カード使用者の家族、同居人、留守人その他のカード使用者の委託を受けて身の回りの世話をする者など、カード使用者の関係者の自らの行為もしくは加担した盗難の場合。(ニ) 第3条第4項に違反して第三者にカードが使用された場合。(ホ) 当社が法人会員またはカード使用者より、紛失・盗難の通知を受理した日から6日以前に生じた不正使用の場合。(ヘ) 戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合。(ト) 本規約に違反している状況において盗難・紛失が生じた場合。(チ) 法人会員またはカード使用者が当社の請求する書類を提出しない、または提出した書類に不正の表示をした場合、あるいは被害調査に協力をしない場合。(リ) カード使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。ただし、当社に責がある場合は除きます。4. カード再発行は、当社が適当と認めた場合に行います。この場合、当社所定の手数料を申し受けます。

第13条 (届出事項の変更)

1. 法人会員が当社に届け出た会社名、代表者、所在地、電話番号、管理責任者、カード使用者の氏名住所、お支払預金口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項(実質的支配者、事業内容及び第19条第2項に基づくPEPs関係者の該当性等を含みます。)等に変更があった場合は、またはカード使用者を追加する場合は、直ちに当社あて所定の変更手続きをしていただきます。2. 前項の変更手続を行わないために当社から送付するカード、通知書、書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、前項の変更手続を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。3. 法人会員は、カード使用者が当該法人を退職した場合は、当該カード使用者について、直ちに第8条第1項に従い、当社あて所定の使用取り消し手続きをしていただきます。

第14条 (外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用)

海外加盟店でカードを利用する場合、現に適用されているまたは今後適用される諸法令、諸規則などにより、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じこれを提出するものとします。また、海外加盟店でのカードの利用の制限あるいは停止に応じていただきます。

第15条 (業務委託)

法人会員およびカード使用者は当社がコンピューター処理業務・代金決済業務およびこれらに付随する事務等を、当社に業務委託し、当社が本委託内容に必要な範囲内で個人情報の取扱いを行うことについて予め同意するものとします。

第16条 (合意管轄裁判所)

法人会員またはカード使用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額のいかに係わらず当社の本社を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第17条 (準拠法)

法人会員およびカード使用者と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

第18条 (本約款の変更)

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を第2項に定める方法により変更することができます。

①変更の内容が法人会員およびカード使用者の一般の利益に適合するとき

②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであ

るとき

2. 前項に基づく変更にあたっては、当社は、効力発生日を定めた上で、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社HPにおいてあらかじめ公表します。

3. 当社は、前2項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社HPにおいて公表する方法により周知した上で、本規約の変更を行うことができます。この場合には、法人会員およびカード使用者は、当該周知の後に本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されます。

4. 前項に基づく規約の変更に関する異議がある法人会員は、当社に対して退会の申し出を行うことができ、当社は、この申し出を承諾します。

第19条（その他承諾事項）

1. 法人会員及びカード使用者は、以下の事項を予め承諾するものとします。

(イ) 当社がカード使用者に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。(ロ) 当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があると判断した場合には、法人会員及びカード使用者に事前に通知することなく、第20条第1項に定めるショッピングサービスの利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。(ハ) (ロ)の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとることがあること。(ニ) 当社が法人会員又はカード使用者のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、法人会員及び他のカード使用者に対しても、この履行の請求の効力が生じること。(ホ) 当社が与信及び与信後の管理、利用代金の回収のため確認が必要な場合に、法人会員及びカード使用者の営業所、自宅住所、電話（携帯電話等を含む）、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ることがあること。

2. 法人会員は、実質的支配者が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者（以下総称して「PEPs 関係者」という）に該当するか否かについて、当社に申告を行うものとします（事業内容、実質的支配者その他当社が同法に基づき他に申告を求める事項がある場合にも同様とします。）。なお、当社が実質的支配者について PEPs 関係者に該当する可能性があると判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、法人会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。

第19条の2（反社会的勢力の排除）

1. 会員、法人会員及びカード使用者は、会員、法人会員及びカード使用者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。(イ) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）(ロ) 暴力団員（暴力団の構成員）及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者(ハ) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者）(ニ) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業）(ホ) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）(ヘ) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）(ト) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）(チ) 前各号に掲げる者（以下「暴力団員等」という。）の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用して自ら利益拡大を図る者（暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金等を提供し、または便宜を供与する等の関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者）(リ) テロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者(ヌ) その他前各号に準ずる者

2. 会員、法人会員及びカード使用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。(イ) 暴力的な要求行為。(ロ) 法的な責任を超えた不当な要求行為。(ハ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。(ニ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。(ホ) その他前各号に準ずる行為。

3. 会員、法人会員及びカード使用者が前2.項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、会員、法人会員及びカード使用者に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員、法人会員及びカード使用者は、これに応じるものとします。4. 当社は、会員、法人会員及びカード使用者が第1.項、もしくは第2.項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員、法人会員及びカード使用者によるクレジットカードの入会申込みを謝絶、または本規約に基づくクレジットカードの利用を一時的に停止することができるものとします。クレジットカードの利用を一時停止した場合には、会員、法人会員及びカード使用者は、当社が利用再開を認めるまでの間、クレジットカード利用を行うことができないものとします。5. 会員、法人会員及びカード使用者が第1.項もしくは第2.項のいずれかに該当した場合、第1.項もしくは第2.項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または第3.項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、当社とのクレジットカード会員契約を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、会員、法人会員及びカード使用者は、当社の通知または請求により期限の利益を失うとともに会員資格を喪失し、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。6. 第5.項の規定の適用により、当社に損失、損害または費用（以下「損害等」といいます。）が生じた場合には、会員、法人会員及びカード使用者は、これを賠償する責任を負うものとします。また、前項の規定の適用により、会員、法人会員及びカード使用者に損害等が生じた場合にも、会員、法人会員及びカード使用者は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。7. 第5.項の規定に基づき本契約が解除された場合でも、当社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとします。

*** カードショッピング条項 ***

第20条（カードの利用方法）

1. カード使用者は次の(イ)号～(ハ)号に掲げる加盟店（以下「加盟店」と称します。）にカードを提示し所定の売上票にカード上の署名と同じ署名をしていただくことにより、物品の購入ならびにサービスの提供を受けることができます。ただし、当社が適当と認める店舗・売場、または商品・サービス等については、売上票等への署名にかえて加盟店に設置している端末機でカードを操作するなど当社が指定する方法により、物品の購入ならびにサービスの提供を受けることができます。(イ) 当社と契約した加盟店。(ロ) ユーシーカード株式会社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した国内加盟店。(ハ) 国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した国内加

盟店、および海外加盟店。2. 物品の購入またはサービスの提供を取り消す場合は、当社所定の手続きによるものとし、現金等での払い戻しはいたしません。

第21条（加盟店への連絡等）

カード使用者のカード利用にあたっては、加盟店から当社が照会を受ける場合、また同様に当社から加盟店に照会を行う場合があります。この際、当社は加盟店に対して次の回答・確認・指示を行うことがあり、法人会員およびカード使用者はこれを了承するものとします。1. 加盟店からの照会に対して当社が必要と認めた事項について回答すること。2. カードの提示者がカード使用者本人であることを確認する場合があること。3. カード使用者のカード使用が本規約に違反する場合、違反するおそれのある場合、その他不審な場合などには、カードの使用をお断りする場合があること。4. 前号の場合、法人会員へのカード貸与を一時停止し、加盟店を通じてカードを当社に返却していただく場合があること。5. 貴金属・金券等の一部商品については、カードの利用を制限させていただく場合があること。6. 通信料金等、カード使用者が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けている場合、会員番号等の変更情報等を加盟店に通知することがあること。

第22条（債権譲渡）

1. 法人会員およびカード使用者はカードの利用または当社の係わる通信販売等により生じた加盟店の法人会員およびカード使用者に対する債権の任意の時期ならびに方法での譲渡について、次のいずれの場合についてもあらかじめ承諾するものとします。なお、債権譲渡について加盟店・クレジット会社・金融機関等は、法人会員およびカード使用者に対する個別の通知または承認の請求を省略するものとします。（イ）加盟店が当社に譲渡すること。（ロ）加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。（ハ）加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織・当社と提携したクレジット会社・および金融機関を通じ当社に譲渡すること。2. 前項より当社が譲り受ける債権額は、加盟店においてカード使用者がカードを提示してご署名いただいた売上票の合計金額とします。ただし、当社が適当と認める店舗・売場、または商品・サービス等については、売上票等への署名にかえて加盟店に設置している端末機でカードを操作した売上票の合計金額とします。なお、通信販売等の場合は、当該商品またはサービスの表示価格と送料等の合計金額とします。

第23条（支払区分）

カード使用者のカードによる商品の購入・サービスの購入代金および通信販売の利用代金の支払い区分については、原則1回払いとなります。

第24条（商品の所有権）

商品の所有権は、カードによる商品の購入または通信販売の利用により生じた加盟店の法人会員およびカード使用者に対する債権を当社が加盟店から譲り受けるに伴って加盟店から当社に移転し、当該商品にかかわる債務が完済されるまで当社に留保されることを法人会員およびカード使用者はあらかじめ異議なく認めるものとします。

第25条（見本・カタログ等と現物の相違）

カード使用者が加盟店に対して見本・カタログ等より申込みをした場合において、提供された商品、権利または役務が見本・カタログ等と相違している場合は、カード使用者は加盟店に商品の交換を申し出るかまたは当該売買契約の解除をすることができます。

第26条（加盟店との紛議）

カードのご利用により購入した物品または受けたサービスに対する紛議は、すべて法人会員およびカード使用者と加盟店とにおいて解決するものとし、当社は一切その責任を負いません。またその解決の有無は、当社に対する利用代金支払拒否の理由にはなりません。

*** 個人情報の取扱いに関する重要事項 ***

お申し込みにあたっては下記事項をご確認いただいたうえ、お申込みください。

第1条（個人情報の収集、保有、利用、預託）

1. 入会申込者および会員（以下、両者を「会員等」と総称します。）は、その個人に関する以下の情報（以下、これらを「個人情報」と総称します。）の取扱いについて、次項以降に定める内容に同意するものとします。（イ）氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先・年収・住居・借入等、申込時に会員等が記入する会員等の属性情報、入会后届け出た情報。（ロ）お申込日、ご入会日等の契約内容に関する情報。（ハ）カードのご利用、ご返済等の取引情報。（ニ）本契約以外の当社の契約より当社が収集した会員等の属性情報および取引情報。（ホ）本人確認法に基づく本人確認書類、会員等を確認するために当社が収集した書類。（ヘ）適正な方法で公的機関またはそれに準ずる機関より取得した書類や情報。2. 与信業務および債権管理業務のため会員等の個人情報を当社が保護措置を講じたうえで収集・保有・利用すること。3. カード取引に係る基本的な機能および付帯サービスの提供のため、会員の個人情報を保護措置を講じたうえで利用すること。4. 当社および加盟店等の営業活動の案内をするため、また商品開発・マーケティング活動のため、会員の個人情報を当社が保護措置を講じたうえで利用すること。5. 後記ご案内の当社の関連企業が後記ご案内の業務のために本条1項（イ）～（ハ）の情報を当社が保護措置を講じたうえで利用すること。なお、この場合の情報の管理についての責任は当社にあるものとします。6. 「与信業務および債権管理業務を当社の提携先企業に委託ならびに譲渡する場合に、その業務に必要な範囲内で当社が収集した会員の個人情報を当該提携先企業に対して保護措置を講じたうえで提供し当該提携先企業が利用すること。7. カード関連事務の処理を委託した企業にその委託業務に必要な範囲内で会員等の個人情報を当社が保護措置を講じたうえで預託すること。

第2条（個人信用情報機関への登録・利用）

1. 会員等は会員等の与信判断・与信管理のために当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および会員に対する当該情報の提供を業とする者（以下、「加盟信用情報機関」と称します。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」と称します。）へ当社が照会をし会員等の個人情報（破産宣告等の公的記録情報、電話帳記載の情報、貸金業協会から登録を依頼された情報を含む）が登録されている場合、当社が個人信用情報機関を利用することに同意するものとします。2. 会員等は、本規約に基づく客観的な取引事実に基づく会員等の氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人識別情報および申込日、申込商品種別等の申込内容、契約日、契約の種類、利用可能枠、支払回数、利用残高、月々の支払状況、本契約不履行に係る情報、債権譲渡等の情報が加盟信用情報機関に後記ご案内の期間登録され、加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により会員等の支払能力に関する調査のために利用されることに同意するものとします。3. 前第1.2.項において、貸金業の規制等に関する法律第30条および割賦販売法第39条の法令等に基づき当社はそれ以外の目的のためには利用いたしません。4. 加盟信用情報機関および提携信用情報機関の名称、住所、電話番号等は後記ご案内のとおりです。また、本契約期間中にあらたに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面等により通知し同意を得るものとします。

第3条（個人情報の開示・訂正・削除）

（1）会員等は当社および第2条に定める個人信用情報機関に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。（イ）

当社へ開示を求める際は、後記ご案内の当社相談窓口まで連絡するものとします。（ロ）個人情報情報機関に開示を求める際は、後記ご案内の加盟信用情報機関・提携信用情報機関の連絡先に連絡するものとします。（2）開示の結果万一内容が不正確または誤りがあることが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第4条（個人情報の取扱いに不同意の場合）

当社は会員等が入会申込書に必要な記載事項の記載を希望しない場合および本重要事項の内容の全部または一部を承認できない場合は、入会を認めない場合や退会の手続きをとることがあります。但し、第1条4項に定める事項のうち、ご利用代金明細またはカードを送付する際に営業案内等を同封する場合を除く個人情報の利用については、当社は会員等がこれを承認できないことを理由に入会をお断りすることや退会の手続き等をとることはございません。また、その利用について会員等から中止の申し出があった場合には当社はそれ以降の利用を中止するものとします。

第5条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であってもお申込みの際には、当社が取得した情報は第1条および第2条に基づき当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間保有・利用されますがそれ以外に利用されることはありません。

【問い合わせ・相談窓口等】

- 商品等についてのお問い合わせ・ご相談は、ご利用された加盟店までご連絡ください。
- 本規約についてのお問い合わせ・ご相談は、下記までご連絡ください。

お問い合わせ事項	相談窓口	会社名
<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の開示・訂正・削除（第3条）について 当社及び加盟店の営業案内等、宣伝印刷物の中止について その他本規約全般について 	お客様相談室	株式会社 エヌ・シー・ビー 〒780-8527 高知市本町2丁目3番4号 TEL 088-823-3121 登録番号 高知県知事（5）第01517号 ホームページアドレス https://www.ncb-card.co.jp

【個人情報に関するご案内】

- 加盟信用情報機関と登録される情報と期間

当社が割賦販売法及び貸金業法に基づき加入している指定信用情報機関は株式会社シー・アイ・シーです。

株式会社シー・アイ・シー	登録情報	登録期間
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL 0120-810-414 ホームページアドレス https://www.cic.co.jp/ 主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人情報機関（会員資格、会員名簿等は上記ホームページに掲載されています。）	本規約に係る申し込みをした事実	当社が信用情報機関を利用した日から6ヶ月間
	本規約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内
	債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間

- 提携信用情報機関

名称	住所・電話番号	ホームページアドレス
株式会社日本信用情報機構（JICC）	〒110-0014 東京都台東区北上野 1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 北ヶ谷ビル 0570-055-955	https://www.jicc.co.jp
全国銀行個人信用情報センター（KSC） 主に金融機関とその関係会社を会員とする個人情報機関	〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 TEL 03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

- 指定ADR機関

「日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター」とは、貸金業に関する苦情・相談等をお受けする窓口として日本貸金業協会が運営しているセンターです。

名称	住所・電話番号	受付
日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター	〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 TEL 03-5739-3861	平日9:00～17:00

【関連企業のご案内】

会 社	業 務 内 容
〒780-8527 高知市本町2丁目3番4号 有限会社 高知チケット TEL 088-823-3121 (代表)	クレジットカード業に関する情報処理・周辺業務ならびに受託業務等

【発行カード会社】

■本法人会員が所属するクレジットカード会社は、下記クレジットカード会社です。

【問い合わせ・相談窓口等】

■商品等についてのお問い合わせ・ご相談は、カードを利用された販売店へご連絡ください。

■本規約等についてのお問い合わせ・ご相談は、下記クレジットカード会社までご連絡ください

株式会社エヌ・シー・ビー
登録番号：高知県知事(5)第01517号
〒780-8527 高知市本町2丁目3番4号
(代表) TEL:088-823-3121